

令和3年度から介護保険料を改定します

介護保険事業の運営に必要な費用の推計を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の第8期（令和3～5年度）介護保険料を定めました。

問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

◆ 介護保険事業費(標準給付費)の財源

介護保険事業の運営に必要な費用は、**図1**のとおり、50%が公費（税金）で、残りの50%が被保険者の介護保険料で賄われています。

被保険者の介護保険料の負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています（この割合は、介護保険事業計画期間ごとに全国の人口比率により定められます）。

図1 標準給付費

	区負担金	都負担金	国負担金	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料
施設サービス	12.5%	17.5%	20.0%	23.0%	27.0%
	公費(50%)			保険料(50%)	
その他サービス	12.5%	12.5%	25.0%	23.0%	27.0%
	公費(50%)			保険料(50%)	

◆ 介護保険料の算定の考え方

第8期の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用は約537億4000万円（**3面の図3**）と見込まれ、第7期（平成30～令和2年度）と比較して、約5.3%増加します。この介護保険事業費を基に、第1号被保険者の介護保険料の標準保険料を算出すると、第8期は月額6822円（第7期：6489円）となりますが、これまで積み立てた基金（介護給付費準備基金）から約6億1000万円を取り崩し、保険料の上がり幅の抑制に努めています。

◆ 65歳以上の方の介護保険料

上記のとおり介護給付費準備基金を取り崩した結果、第8期の標準保険料（第5段階）の月額は、6822円となるとところ342円の抑制が図られ、6480円となりました（第7期：5980円）。

この標準保険料額を基に、所得等の段階（15段階）に応じた介護保険料を算定し、令和3～5年度における所得段階別の介護保険料を**下表**のとおり決定しました。

段階	対象者	第8期保険料年額（ ）内は月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活保護受給者 ▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ▶世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 	2万 218円 (1685円)
第2段階	本人非課税	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方
第3段階		世帯全員が区民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
第4段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方
第6段階	本人課税	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方
第7段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方
第9段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第10段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第11段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方
第12段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方
第13段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方
第14段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方
第15段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が3000万円以上の方

※第1段階から第3段階は、国の保険料負担軽減措置を反映した保険料